

芝浦工業大学校友会 「ラグビー部 OB 会」会則

2018 年 3 月 10 日 制定

2019 年 3 月 10 日 一部改訂

芝浦工業大学ラグビー部 OB 会 支部会則

(名称)

第1条 本会は芝浦工業大学ラグビー部 OB 会と称する。

(本部)

第2条 本会は本部を会長(支部長)の現住所に置く。

(目的)

第3条1項

本会は会員相互の交流、親睦を図り、芝浦工業大学校友会の発展に寄与すると共に、母校、芝浦工業大学の発展に寄与することを目的とする。

2 項

本会は芝浦工業大学との情報交換を密接に行い、後輩の指導育成を目的とする。

(事業)

第4条 本会目的達成のため、下記事業を行うものとする。

- (1) 会員名簿の発行
- (2) 会員相互の交流・親睦事業
- (3) 本会総会の開催
- (4) その他本会の目的達成のための必要な事業。

(会員)

第5条 本会の会員は次のとおりとする。

- (1) 本会員は学校法人の設置する学校(法人の前身者が設置した学校を含む)を卒業し、かつラグビー部の出身者であるもの。
- (2) 上記以外で本会に功績が有り、本会役員の推薦により認められたもの。

(設置)

第6条 本会に下記の役員を置く。(別添)

会長1名・副会長1名・幹事若干名・事務局1名・会計2名・会計監査2名。

(役員の任期)

第7条 役員の任期は2年とする。ただし再任は妨げない。役員に欠員が生じた時は会長が会員の中より委嘱することができる。

(顧問)

第8条 本会に顧問及び相談役を置くことができる。

(役員の選出)

第9条 会長は総会の席上会員の中より選出する。

副会長・幹事・会計・会計監査は会長が指名し総会の承認を得る。

(役員の任務)

第10条

- (1) 会長は本会を代表して会務を統括する。
- (2) 副会長は会長を補佐し会長事故ある場合にはその会務を代理する。
- (3) 幹事は会長・副会長を補佐し会務を処理する。
- (4) 会長は役員を招集し本会の予算、決算その他重要な会務を審議する役員会を(幹事会)を設ける。

(総会)

第11条 本会は毎年総会を開き会務及び会計の報告を行い本会の事業等について重要事項を協議する。

総会の議決は出席会員の過半数の同意を以って決し、同数のときは会長の決、するところによる。

(会計)

第12条 本会の会計年度は4月1日から翌年3月31日までとする。

2項 会計は一般会計と特別会計とする。

3項 一般会計については、会員から徴収した会費を原資に、支部運営に係る通信費、交通費、事務用品費、印刷費、交際費等の支出に適用する。

4項 特別会計は、会員若しくは第三者の寄付等を原資に、原則として現役学生の合宿費用補填、用品購入等の出費に適用する。

5項 一般会計、特別会計において緊急の支出が発生し、かつ当該会計の残高に不足がある場合、役員会にて協議・承認の上、相互補完を行うことがある。

(会費)

第13条 会員の会費は年額 2,000 円とする。

(付則)

第14条

- (1) 本会則は、平成 30 年 3 月 10 日より施行するものとする。
- (2) 本会会員は、名簿記載事項に変更のあった場合はその都度事務局に連絡するものとする。

〔別紙〕

役員

顧問	岡安 邦男	1969 年 電子
相談役	大塚 秀夫	1976 年 機械Ⅱ
会長	山田 豊人	1979 年 電気
副会長	鈴木 文雄	1981 年 建工
幹事	松原 光伸	1981 年 工経
事務局	阿多 誠久	2016 年 機械
会計	蓬原 正和	2016 年 材料
会計	田村 真司	2016 年 通信
会計監査	竹内 彰彦	1977 年 土木
会計監査	小杉 成之	1977 年 土木

以上